

お客様各位

2022 年 10 月吉日

重 要

消費税法改正に伴う商品先物取引における受渡ルールの一部見直しについて

拝啓 清秋の候、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、2023 年 10 月 1 日より消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入されることに伴い、株式会社大阪取引所(以下「OSE」といいます。)及び株式会社東京商品取引所(以下「TOCOM」といいます。)の商品先物取引のうち日本国内で行う受渡決済について、受方が消費税の仕入税額控除を受けるためには、適格請求書発行業者が発行する適格請求書が必要となることを踏まえ、下記のとおり受渡ルールの一部見直しが行われる旨、OSE 及び TOCOM より発表がございました。商品先物取引における現物受渡をご予定のお客様におかれましては、予めご了承の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象商品

日本国内で消費税の授受を伴う受渡決済を行う先物取引(以下「国内現物先物取引」といいます。)を対象とします。

- OSE の貴金属市場の金、銀、白金及びパラジウム、ゴム市場の RSS 並びに農産物市場の一般大豆及び小豆
- TOCOM のエネルギー市場のガソリン、灯油及び軽油並びに中京石油市場のガソリン及び灯油

2. 渡方の条件

国内現物先物取引において、受渡決済を行う渡方(売方のお客様)を適格請求書発行事業者に限ることとします。

3. 登録番号の通知

受渡決済において渡方となるお客様は、取引最終日(納会日)の前日(休業日の場合は順次繰り上げます。以下同じ。)15 時までに、当社にお客様の適格請求書発行事業者の登録番号をご通知下さい。なお、ご通知後のお客様が適格請求書発行事業者でなくなった場合には、その旨を速やかに当社までお知らせ下さい。

4. 渡方のお客様から当社に登録番号のご通知が無い場合のお取扱い

売付けに係る未決済約定(以下「売建玉」といいます。)を有するお客様が、直近の限月取引の取引最終日(納会日)の前日 15 時までに当社に登録番号をご通知頂けない場合、当該売建玉については強制決済の対象となります。

5. 実施時期

2023 年 10 月 1 日から施行されます。施行日以降に到来する受渡決済分(下表の限月取引)より、上記 1.から 4.のお取扱いが適用されることになります。

金、銀、白金、パラジウム	2022 年 10 月 27 日に取引が開始される 2023 年 10 月限
ゴム(RSS3)	2022 年 10 月 26 日に取引が開始される 2023 年 10 月限
一般大豆	2022 年 10 月 17 日に取引が開始される 2023 年 10 月限
小豆	2023 年 4 月 26 日に取引が開始される 2023 年 10 月限
ガソリン、灯油、軽油、中京ガソリン、中京灯油	2023 年 3 月 27 日に取引が開始される 2023 年 10 月限

※ OSE ゴム市場の TSR 及び農産物市場のとうもろこしについては、取引対象が未通関貨物であるため受渡決済時に消費税額の授受が行われないことから現行通りとなります。

※ 適格請求書発行事業者とは、消費税法に定める事業者のことをいいます。

ご不明な点等ございましたら、当社営業担当者または下記までお問合せ下さい。

岡安商事株式会社 管理部

大阪本社 0120-346-492(平日 9:00~17:30) 東京本部 0120-182-461(平日 9:00~17:30)

以上